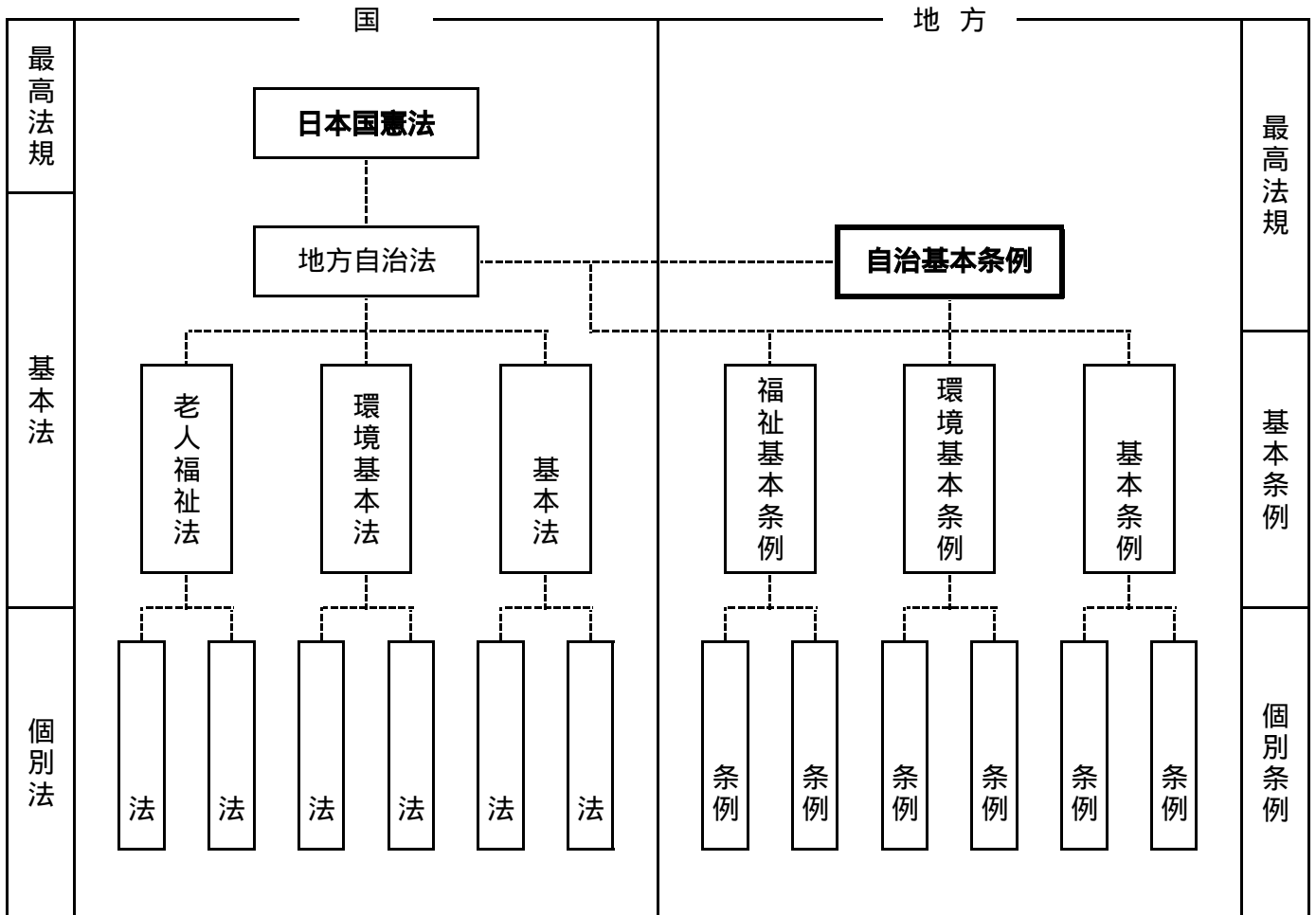


静岡市自治基本条例の検討

(施策 1/基本方針:個性豊かで活力あるまちづくり/施策の方向:都市経営理念の確立・主管課:行政課)

現状及び問題点 | 解決策、解決策に向けての課題 | 施策概要 | イメージ図、実施までのプロセス

イメージ図



日本国憲法 (昭和21年11月3日制定)

前文

第1章 天皇(第1条-第8条)

- 第1条〔象徴天皇制〕
第2条〔皇位の継承〕
第3条〔国事行為に対する内閣の助言と承認〕
第4条〔国政に対する無権能・国事行為の委任〕
第5条〔摂政〕
第6条〔内閣総理大臣、最高裁判所の長の任命〕
第7条〔国事行為〕
第8条〔皇室財産〕

第2章 戦争の放棄

- 第9条〔戦争の放棄〕

第3章 国民の権利及び義務

- 第10条〔国民の要件〕
第11条〔基本的人権の享有〕
第12条〔自由及び権利に対する国民の責任〕
第13条〔個人の尊重〕
第14条〔法の下での平等〕
第15条〔公務員〕
第16条〔請願権〕
第17条〔国家賠償〕
第18条〔奴隷的拘束、苦役の禁止〕
第19条〔思想・良心の自由〕
第20条〔信教の自由〕
第21条〔表現の自由〕
第22条〔居住・移転・職業選択・国籍離脱の自由〕
第23条〔学問の自由〕
第24条〔婚姻・両性の平等〕
第25条〔生存権〕
第26条〔教育を受ける権利・義務教育〕
第27条〔勤労の権利・義務〕
第28条〔勤労者の権利〕
第29条〔財産権の保障〕
第30条〔納税の義務〕
第31条〔適正手続の保障〕
第32条〔裁判を受ける権利〕
第33条〔逮捕の制限〕
第34条〔抑留・拘禁の制限〕
第35条〔搜索・押収の制限〕
第36条〔拷問・残虐な刑の禁止〕
第37条〔刑事事件の被告人の権利〕
第38条〔自白の証拠能力等〕
第39条〔刑事責任の不遑及等〕
第40条〔刑事補償〕

第4章 国会(第41条-第64条)

- 第41条〔国会の役割〕
第42条〔国会の構成〕
第43条〔国会議員〕
第44条〔国会議員の資格〕
第45条〔衆議院議員の任期〕
第46条〔参議院議員の任期〕
第47条〔選挙〕
第48条〔両議院議員の兼任禁止〕
第49条〔議員の歳費〕
第50条〔議員の不逮捕特権〕
第51条〔議院における演説等の責任の限界〕
第52条〔常会の招集〕

- 第53条〔臨時会の招集〕
第54条〔衆議院の解散、総選挙、参議院の緊急集会〕
第55条〔議員の資格争訟〕
第56条〔議事の成立、議決の要件〕
第57条〔会議の公開等〕
第58条〔議院の運営〕
第59条〔法律案の議決〕
第60条〔予算の議決〕
第61条〔条約の承認〕
第62条〔国政に関する調査〕
第63条〔国務大臣の議員への出席〕
第64条〔弾劾裁判所〕

第5章 内閣

- 第65条〔行政権の帰属〕
第66条〔内閣の組織、責任等〕
第67条〔内閣総理大臣の指名〕
第68条〔国務大臣の任免〕
第69条〔内閣の不信任〕
第70条〔内閣の総辞職〕
第71条〔内閣総理大臣任命までの経過措置〕
第72条〔内閣総理大臣の職務〕
第73条〔内閣の行う事務〕
第74条〔法律等への大臣の署名〕
第75条〔国務大臣の訴追〕

第6章 司法(第76条-第82条)

- 第76条〔司法権の帰属等〕
第77条〔最高裁判所の規則〕
第78条〔裁判官の罷免、懲戒等〕
第79条〔最高裁判所の裁判官〕
第80条〔下級裁判所の裁判官の任命、報酬〕
第81条〔違憲立法審査権〕
第82条〔裁判の公開〕

第7章 財政

- 第83条〔財政処理の権限〕
第84条〔租税法律主義〕
第85条〔国費の支出・債務の負担〕
第86条〔予算〕
第87条〔予備費〕
第88条〔皇室財産〕
第89条〔公の財産の支出利用の制限〕
第90条〔会計検査院〕
第91条〔財政状況の報告〕

第8章 地方自治

- 第92条〔地方公共団体の組織及び運営〕
第93条〔地方公共団体の議会、選挙〕
第94条〔地方公共団体の権能〕
第95条〔一の地方公共団体のみに適用される特別法〕

第9章 改正(第96条)

- 第96条〔改正〕

第10章 最高法規(第97条-第99条)

- 第97条〔基本的人権の不可侵〕
第98条〔最高法規〕
第99条〔憲法の尊重・擁護〕

第11章 補則(第100条-第103条)

- 第100条〔施行期日〕
第101条〔参議院成立までの経過措置〕
第102条〔第1期の参議院議員の任期〕
第103条〔公務員の地位に関する経過措置〕

地方自治法 (昭和22年4月17日制定)

第一編 総則

第二編 普通地方公共団体

第一章 通則

第二章 住民

第三章 条例及び規則

第四章 選挙

第五章 直接請求

- 第一節 条例の制定及び監査の請求

- 第二節 解散及び解職の請求

第六章 議会

- 第一節 組織

- 第二節 権限

- 第三節 招集及び会期

- 第四節 議長及び副議長

- 第五節 委員会

- 第六節 会議

- 第七節 請願

- 第八節 議員の辞職及び資格の決定

- 第九節 紀律

- 第十節 懲罰

- 第十一節 議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員

第七章 執行機関

- 第一節 通則

- 第二節 普通地方公共団体の長

- 第一款 地位

- 第二款 権限

- 第三款 補助機関

- 第四款 議会との関係

- 第五款 他の執行機関との関係

- 第三節 委員会及び委員

- 第一款 通則

- 第二款 教育委員会

- 第三款 公安委員会

- 第四款 選挙管理委員会

- 第五款 監査委員

- 第六款 人事委員会、公平委員会、地方労働委員会、農業委員会その他の委員会

- 第七款 附属機関

第八章 給与その他の給付

第九章 財務

- 第一節 会計年度及び会計の区分

- 第二節 予算

- 第三節 収入

- 第四節 支出

- 第五節 決算

- 第六節 契約

- 第七節 現金及び有価証券

- 第八節 時効

- 第九節 財産

- 第一款 公有財産

- 第二款 物品

- 第三款 債権

- 第四款 基金

- 第十節 住民による監査請求及び訴訟

第十一節 雑則

第十章 公の施設

第十一章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係

- 第一節 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等

- 第一款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等

- 第二款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等の手続

- 第二節 国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体相互間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理

- 第一款 国地方係争処理委員会

- 第二款 国地方係争処理委員会による審査の手続

- 第三款 自治紛争処理委員

- 第四款 自治紛争処理委員による調停及び審査の手続

- 第五款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与に関する訴え

- 第三節 普通地方公共団体相互間の協力

- 第一款 協議会

- 第二款 機関等の共同設置

- 第三款 事務の委託

- 第四款 職員のパ遣

- 第四節 条例による事務処理の特例

- 第五節 雑則

第十二章 大都市等に関する特例

- 第一節 大都市に関する特例

- 第二節 中核市に関する特例

- 第三節 特例市に関する特例

第十三章 外部監査契約に基づく監査

- 第一節 通則

- 第二節 包括外部監査契約に基づく監査

- 第三節 個別外部監査契約に基づく監査

- 第四節 雑則

第十四章 補則

第三編 特別地方公共団体

第一章 削除

第二章 特別区

第三章 地方公共団体の組合

- 第一節 総則

- 第二節 一部事務組合

- 第三節 広域連合

- 第四節 全部事務組合

- 第五節 役場事務組合

- 第六節 雑則

第四章 財産区

第五章 地方開発事業団

- 第一節 総則

- 第二節 組織等

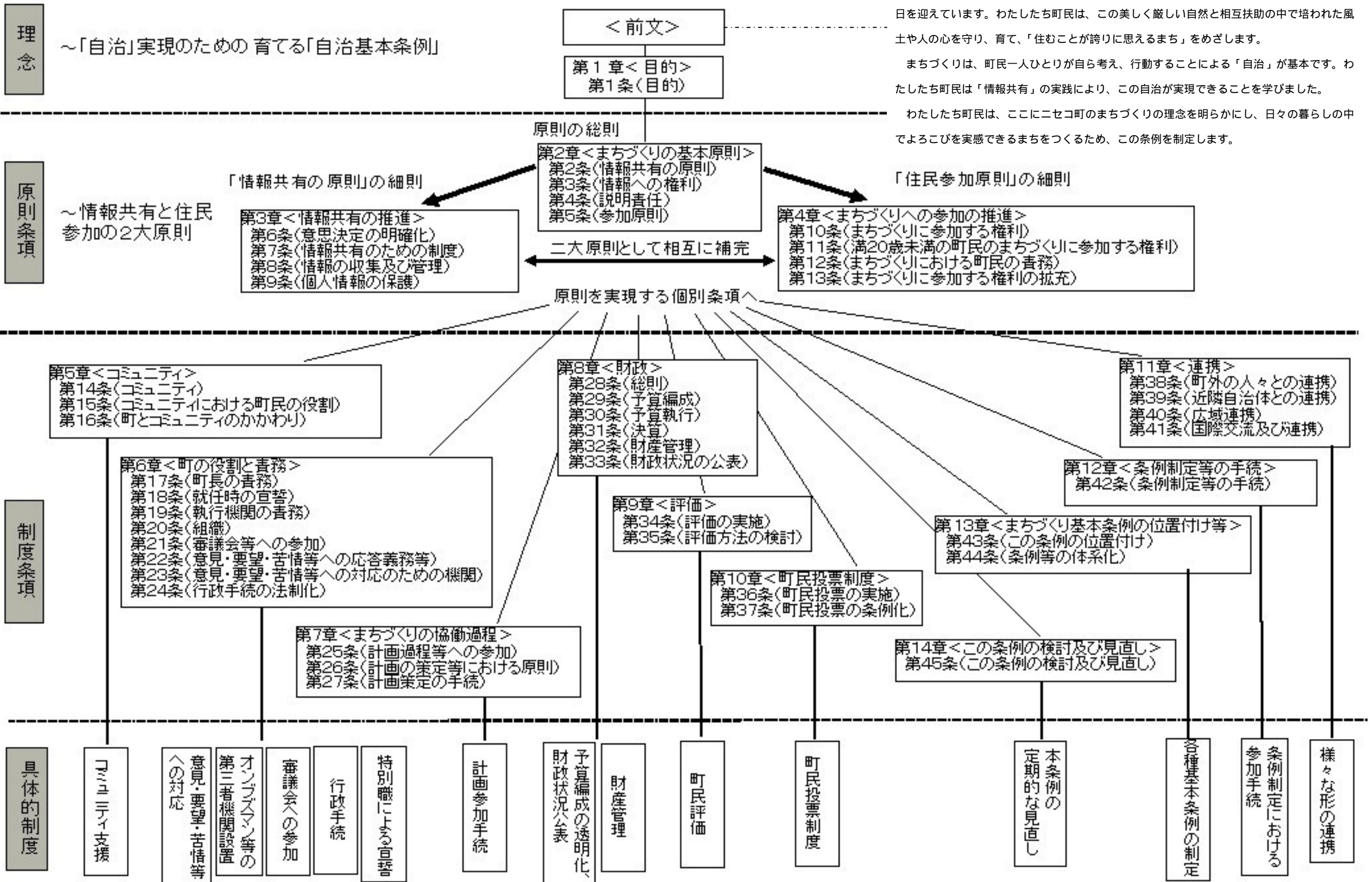
- 第三節 財務

- 第四節 雑則

第四編 補則

附則

ニセコ町まちづくり 基本条例の 構造図



ニセコ町まちづくり基本条例

平成 12 年 12 月 27 日
条例第 45 号

目次

前文

- 第 1 章 目的(第 1 条)
- 第 2 章 まちづくりの基本原則(第 2 条 第 5 条)
- 第 3 章 情報共有の推進(第 6 条 第 9 条)
- 第 4 章 まちづくりへの参加の推進(第 10 条 第 13 条)
- 第 5 章 コミュニティ(第 14 条 第 16 条)
- 第 6 章 町の役割と責務(第 17 条 第 24 条)
- 第 7 章 まちづくりの協働過程(第 25 条 第 27 条)
- 第 8 章 財政(第 28 条 第 33 条)
- 第 9 章 評価(第 34 条・第 35 条)
- 第 10 章 町民投票制度(第 36 条・第 37 条)
- 第 11 章 連携(第 38 条 第 41 条)
- 第 12 章 条例制定等の手続(第 42 条)
- 第 13 章 まちづくり基本条例の位置付け等(第 43 条・第 44 条)
- 第 14 章 この条例の検討及び見直し(第 45 条)

附則

ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。

まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。

わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でのよこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。

第 1 章 目的

(目的)

第 1 条 この条例は、ニセコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。

第 2 章 まちづくりの基本原則

(情報共有の原則)

第 2 条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。

(情報への権利)

第 3 条 わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。

(説明責任)

第 4 条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。

(参加原則)

第 5 条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。

第 3 章 情報共有の推進

(意思決定の明確化)

第 6 条 町は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に理解されるよう努めなければならない。

(情報共有のための制度)

第 7 条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。

- (1) 町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度
- (2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度
- (3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度
- (4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度

(情報の収集及び管理)

第 8 条 町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。

(個人情報保護)

第 9 条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

第 4 章 まちづくりへの参加の推進

(まちづくりに参加する権利)

第 10 条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。

2 わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。

3 町民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けない。

4 わたしたち町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。

(満 20 歳未満の町民のまちづくりに参加する権利)

第 11 条 満 20 歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。

(まちづくりにおける町民の責務)

第 12 条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

(まちづくりに参加する権利の拡充)

第 13 条 わたしたち町民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。

第 5 章 コミュニティ

(コミュニティ)

第 14 条 わたしたち町民にとって、コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。

(コミュニティにおける町民の役割)

第 15 条 わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てるよう努める。

(町とコミュニティのかかわり)

第 16 条 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。

第 6 章 町の役割と責務

(町長の責務)

第 17 条 町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。

(就任時の宣誓)

第 18 条 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。

2 前項の規定は、助役、収入役及び教育長の就任について準用する。

(執行機関の責務)

第 19 条 町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。

2 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。

(組織)

第 20 条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであると同時に、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。

(審議会等への参加)

第 21 条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。

(意見・要望・苦情等への応答義務等)

第 22 条 町は、町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。

2 町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。

3 町は、前 2 項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成する。

(意見・要望・苦情等への対応のための機関)

第 23 条 町は、町民の権利の保護を図り、町の行政執行により町民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるため、不利益救済のための機関を置くことができる。

(行政手続の法制化)

第 24 条 条例又は規則に基づき町の機関がする処分及び行政指導

並びに町に対する届出に関する手続について必要な事項は、条例で定める。

第7章 まちづくりの協働過程 (計画過程等への参加)

第25条 町は、町の仕事の計画、実施、評価等の各段階に町民が参加できるよう配慮する。

2 町は、まちづくりに対する町民の参加において、前項の各段階に応じ、次に掲げる事項の情報提供に努めるものとする。

- (1) 仕事の提案や要望等、仕事の発生源の情報
- (2) 代替案の内容
- (3) 他の自治体等との比較情報
- (4) 町民参加の状況
- (5) 仕事の根拠となる計画、法令
- (6) その他必要な情報

(計画の策定等における原則)

第26条 総合的かつ計画的に町の仕事を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画(以下これらを「総合計画」と総称する。)は、この条例の目的及び趣旨にのっとり、策定、実施されるとともに、新たな行政需要にも対応できるよう不断の検討が加えられなければならない。

2 町は、次に掲げる計画を策定するときは、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系化に努めなければならない。

- (1) 法令又は条例に規定する計画
- (2) 国又は他の自治体の仕事と関連する計画

3 町は、前2項の計画に次に掲げる事項を明示するとともに、その計画の実施に当たっては、これらの事項に配慮した進行管理に努めなければならない。

- (1) 計画の目標及びこれを達成するための町の仕事の内容
- (2) 前号の仕事に要すると見込まれる費用及び期間

(計画策定の手続)

第27条 町は、総合計画で定める重要な計画の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。

- (1) 計画の概要
- (2) 計画策定の日程
- (3) 予定する町民参加の手法
- (4) その他必要とされる事項

2 町は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。

3 町は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。

第8章 財政 (総則)

第28条 町長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行わなければならない。

(予算編成)

第29条 町長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよ

う十分な情報の提供に努めなければならない。

2 前項の規定による情報の提供は、町の財政事情、予算の編成過程が明らかになるよう分かりやすい方法によるものとする。

(予算執行)

第30条 町長は、町の仕事の予定及び進行状況が明らかになるよう、予算の執行計画を定めるものとする。

(決算)

第31条 町長は、決算にかかわる町の主要な仕事の成果を説明する書類その他決算に関する書類を作成しようとするときは、これらの書類が仕事の評価に役立つものとなるよう配慮しなければならない。

(財産管理)

第32条 町長は、町の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めるものとする。

2 前項の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定、用途、管理の状況その他前項の目的を達成するため必要な事項が明らかとなるように定めなければならない。

3 財産の取得、管理及び処分は、法令の定めによるほか、第1項の管理計画に従って進めなければならない。

(財政状況の公表)

第33条 町長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金現在の高その他財政に関する状況(以下「財政状況」という。)の公表に当たっては、別に条例で定める事項の概要を示すとともに、財政状況に対する見解を示さなければならない。

第9章 評価

(評価の実施)

第34条 町は、まちづくりの仕事の再編、活性化を図るため、まちづくりの評価を実施する。

(評価方法の検討)

第35条 前条の評価は、まちづくりの状況の変化に照らし、常に最もふさわしい方法で行うよう検討し、継続してこれを改善しなければならない。

第10章 町民投票制度

(町民投票の実施)

第36条 町は、ニセコ町にかかわる重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、町民投票の制度を設けることができる。

(町民投票の条例化)

第37条 町民投票に参加できる者の資格その他町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。

2 前項に定める条例に基づき町民投票を行うとき、町長は町民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

第11章 連携

(町外の人々との連携)

第38条 わたしたち町民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。

(近隣自治体との連携)

第39条 町は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。

(広域連携)

第40条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるものとする。

(国際交流及び連携)

第41条 町は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、まちづくりその他の各種分野における国際交流及び連携に努めるものとする。

第12章 条例制定等の手続

(条例制定等の手続)

第42条 町は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、町民の参加を図り、又は町民に意見を求めなければならない。

(1) 関係法令及び条例等の制定改廃に基づくものでその条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合

(2) 用語の変更等簡易な改正でその条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合

(3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者(以下「提案者」という。)が不要と認めた場合

2 提案者は、前項に規定する町民の参加等の有無(無のときはその理由を含む。)及び状況に関する事項を付して、議案を提出しなければならない。

第13章 まちづくり基本条例の位置付け等

(この条例の位置付け)

第43条 他の条例、規則その他の規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

(条例等の体系化)

第44条 町は、この条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。

第14章 この条例の検討及び見直し

(この条例の検討及び見直し)

第45条 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例がニセコ町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するものとする。

2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

	北海道 二セコ町	兵庫県 宝塚市	東京都 杉並区	新潟県 柏崎市	新潟県 吉川町
1 条例について					
条例名称	二セコ町まちづくり基本条例	宝塚市まちづくり基本条例	杉並区自治基本条例	柏崎市市民参加のまちづくり基本条例	吉川町まちづくり基本条例
制定年月日(予定)	平成12年12月27日	平成13年12月25日	平成14年12月3日	平成15年3月20日	平成15年3月24日
施行年月日	平成13年4月1日	平成14年4月1日	平成15年5月1日	平成15年10月1日	平成15年10月1日
目次	前文 第1章 目的(第1条) 第2章 まちづくりの基本原則(第2条 - 第5条) 第3章 情報共有の推進(第6条 - 第9条) 第4章 まちづくりへの参加の推進(第10条 - 第13条) 第5章 コミュニティ(第14条 - 第16条) 第6章 町の役割と責務(第17条 - 24条) 第7章 まちづくりの協働過程(第25条 - 第27条) 第8章 財政(第28条 - 第33条) 第9章 評価(第34条・第35条) 第10章 町民投票制度(第36条・第37条) 第11章 連携(第38条 - 第41条) 第12章 条例制定等の手続(第42条) 第13章 まちづくり基本条例の位置付け等(第43条・第44条) 第14章 この条例の検討及び見直し(第45条) 附則	前文 第1条 (目的) 第2条 (まちづくりの基本理念) 第3条 (市の責務) 第4条 (市長の責務) 第5条 (職員の責務) 第6条 (市民の権利と責務) 第7条 (説明責任) 第8条 (情報の共有) 第9条 (情報の公開及び提供) 第10条 (個人情報の保護) 第11条 (行政手続) 第12条 (総合的な市政の推進) 第13条 (他の地方公共団体等との連携) 第14条 (総合計画等) 第15条 (行政評価) 第16条 (財政の仕組み) 第17条 (市民投票) 第18条 (条例の位置付け) 附則	前文 第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 基本理念(第3条) 第3章 区民の権利及び義務(第4条・第5条) 第4章 事業者の権利及び義務(第6条) 第5章 区の責務(第7条) 第6章 区議会(第8条 第10条) 第7章 執行機関(第11条～第13条) 第8章 区政運営(第14条～第20条) 第9章 参画及び協働(第21条～第29条) 第10章 国及び他の地方公共団体との協力(第30条) 第11章 条例の位置付け(第31条) 第12章 委任(第32条) 附則	前文 第1章 総則(第1条 第3条) 第2章 まちづくりの基本原則(第4条 第6条) 第3章 参加と協働(第7条・第8条) 第4章 情報の共有(第9条・第10条) 第5章 まちづくりの基本的役割(第11条 第13条) 第6章 議会及び執行機関の責務(第14条 第19条) 第7章 市民投票(第20条) 第8章 条例の改正(第21条) 附則	前文 第1章 総則(第1条 - 第3条) 第2章 まちづくりの基本理念と目標(第4条・第5条) 第3章 まちづくりの基本原則(第6条 - 第9条) 第4章 住民の権利、役割及び責務(第10条・第11条) 第5章 議会の役割と責務(第12条・第13条) 第6章 町長及び執行機関の役割と責務(第14条 - 第18条) 第7章 まちづくりの計画策定(第19条・第20条) 第8章 情報(第21条・第22条) 第9章 評価(第23条・第24条) 第10章 財政(第25条 - 第28条) 第11章 住民投票(第29条) 第12章 連携(第30条 - 第33条) 第13章 この条例の検討及び見直し(第34条) 附則
2 策定経過について					
特徴	専門家を積極的に活用 有識者の支援を積極活用	懇談会や委員会を設置 公募による住民参加	懇談会や委員会を設置 公募による住民参加	懇談会や委員会を設置 公募による住民参加	議員発議により策定
策定に要した期間	3年間	1年間	約1年間	2年間	約1年半
検討会等名称	・特に検討委員会は設置せず ・まちづくり懇談会やまちづくり町民講座などにおける町民議論 ・自治体法務合同研究会に町職員が参加 ・広報広聴検討会議、管理職会議等で検討 ・町職員による検討チームで条例試案を検討	まちづくりに関する条例検討委員会	自治基本条例に関する区民懇談会	・まちづくり基本条例勉強会 ・柏崎市市民参加のまちづくり基本条例策定審議会 (ここでは後者について記載)	住民自治に関する調査特別委員会
検討会等の発足年月日	なし	平成13年4月21日	平成13年8月	平成14年10月2日	(調査中)
委員数	なし	14人	15人	10人	(調査中)
委員内訳 (学識経験者、行政、公募市民等)	なし	・委員14人のうち公募市民4人	・学識経験者3人(大学教授、ジャーナリスト等)、区民12人(NPO法人会長等)、公募7人(退職公務員、女子大生等)	・学識経験者2人、団体推薦者4人、一般公募4人	(調査中)
会の構成(分科会等)	なし	・検討委員会のみ	- - -	- - -	(調査中)
会の開催状況	なし	7回開催(平成13年4～9月) ・H13.4 第1回委員会 ・H13.5～6 第2回～第4回委員会(まちづくり基本条例制定の方向性と条例骨格案について、まちづくり基本条例等の制定に関わるワークショップの考え方と設置等について) ・H13.5～9 第5回～第7回委員会(まちづくり基本条例素案及び市民参加条例骨格案について) ・H13.9 報告書提出	12回開催(平成13年8月～平成14年8月) ・H14.2 まちづくり市民会議(市民約50人)による「第1回羽咋市まちづくり会議」開催(まちづくり制度の確立と条例化の検討) ・H14.3～7 第1回～第7回 まちづくり制度部会(ワークショップ方式で「まちづくり基本条例の項目(案)」等を検討)	7回開催(平成14年10月～平成15年2月) ・H13.2 まちづくり基本条例勉強会の設置 ・H14.5 市民参加のまちづくり基本条例庁内策定委員会の設置 ・H14.10～11 素案の公表と意見募集 ・H14.10 市民参加のまちづくり基本条例策定審議会の設置 ・H15 条例施行に向け説明会やセミナーを開催	20回開催(平成13年10月～平成15年3月) ・H13.8 北海道二セコ町議員視察 ・H13.9 住民自治に関する調査特別委員会設置 ・H14～制定(財)地方自治総合研究所研究理事・主任研究員辻山幸宣氏による支援(講演や基本設計に関する助言) ・H15.2 2回にわたる住民懇談会を実施 ・H15.3 委員会解散
シンポジウム、フォーラム等の開催状況	・まちづくりを考えるシンポジウム、まちづくり町民講座にて議論(平成11、12年度) ・町民説明会の開催(平成12年度) ・地方自治土曜講座などに参加し意見交換(平成12年度)	・「新しい自治の創造～協働のまちづくりを考える」をテーマとしてフォーラムを開催(平成13年9月30日)	・(仮称)自治基本条例区民フォーラムを3回開催(平成14年6月) ・杉並の自治を考える集いを7回開催(平成15年1～2月)	(素案公表) ・市役所本庁受付及び企画政策課での供覧又は配布 ・市内25のコミュニティセンターでの供覧又は配布 ・市民プラザでの供覧又は配布 ・市広報への掲載(10/20号) ・インターネット	・住民懇談会の開催 ・議会だよりの発行
その他	・地方自治土曜講座など、町外のさまざまな場で説明・意見交換(平成12年度) ・パブリックコメント ・平成12年12月、条例可決成立 ・予算についてまちづくり懇談会を開催 ・環境基本条例を策定(平成15年度)	・まちづくりワークショップ(構成員34人)を5回開催(平成13年6～9月) ・提言書提出(平成13年9月26日) ・市民参加条例を併せて制定(平成14年4月1日)	・4つの条例(自治基本条例、地域活動支援条例、まちづくり条例、防災対策基本条例)に関するアンケート実施(平成13年9月) ・「中間のまとめ」についてのインターネット電子掲示板を設置(平成14年5月)	- - -	- - -

(出所)担当者ヒアリングや各自治体ホームページ等掲載の資料に基づき上越市創造行政研究所作成